

第2回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 令和7年11月7日（金）14：00～16：00

【開催場所】 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）

【出席委員】 大田久美子委員、西村博委員、篠崎有香委員、金子輝雄委員、森宏之委員、木村克己委員、蒔苗均委員 《計7名》

【欠席委員】 稲田紀子委員、上平裕貴委員、竹内紀人委員 《3名》

【事務局】 総務部長 小野正貴、総務部次長 越後谷和人、人事課長 村田幸長、人事課主幹 板橋史知、人事課主査 山本真理子、人事課主事 塩谷真彦 《計6名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 次回日程について
- 4 閉会

【会議の公開】

「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は原則として公開することとしており、当審議会においても公開とする。

【審議会議事要旨】

○会長

本日はお忙しいところ、お集りいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第二回青森市特別職報酬等審議会を開催いたします。この会議は、審議会条例の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので成立することになっております。

それでは、早速ですが審議に入ります。

まずは、第一回の内容の確認です。今日初めての委員もいらっしゃいますので簡単に振り返ってみたいと思います。まず、市長から諮問があり、審議会が発足しているわけですけれども、その趣旨は特別職の報酬に見直しの必要があるか、見直すとした場合、適正な額はいくらであるか、その実施はいつからがいいか、こういったことを、社会情勢を踏まえて審議してほしいということでこの審議会がスタートしております。前回は事務局から関連する各種資料、社会情勢に関する資料、他の中核都市の情報に関する資料の説明が行われました。これについて、委員から質問があり、追加の資料の要望もあったところでございます。

また、質疑が終わったあとに、せっかくこの審議会に参加しているわけですから、委員から考え方や思いを忌憚なく、意見というかたちでお話いただいたわけです。最初から引き上げありきではなくて、それを検討するには、考え方、スタンスがあるだろうということで、委員の皆様から意見を頂戴したところです。物価上昇、他の都市の状況もさることながら、「引き上げるにはそれなりの積極的な理由が欲しい。」「モヤモヤしたところははっきりさせたい。」「一般の職員とは違って特別職なのだからそれなりに配慮が必要だ。」というような様々な意見が出されたように思います。振り返ってみると、全体として見る限りは、引き上げについて特に反対意見はなかったように思われます。また、算定方法についても、前々回の答申、平成26年度の算定方法のモデルを作り上げていて、前回もそれを踏襲しているわけですが、今回はどうするかについては、その算定方法についても、前回ありきではなくて、他のやりかたもあるのではないかといった意見があったところです。以上が前回までの内容であったかと思います。

今回は、前回の会議で要望のありました各種資料についてです。

- ・青森県内の最低賃金の推移
- ・青森県内の他市の状況
- ・一般職の給与改定の状況
- ・青森県内の民間企業の給与改定状況
- ・過去の審議会で検討された算定方法
- ・前回の考え方を踏襲して試算した場合の報酬額等
- ・その他いくつかの試算パターン

について、今回の会議にて資料提供していただきたいというご意見がありましたので事務局に用意していただいたところです。事前に委員の皆様には、その内容を反映した資料が、事務局から郵送されていると思います。

本日の会議は、まず、委員の皆様から要望があった資料のうち、具体的な試算以外の資料について、事務局から説明してもらい、その後、委員の皆様から意見等を頂戴したいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

◆資料説明

○事務局

皆様のお手元の方に、資料 15 から資料 27-03 までをお配りしているところでございます。

15

資料 15 から資料 21 までが、前回の審議会中ですとか、その後に、私ども事務局に委員の皆様から「こういう資料があった方がいいな」ということで、ご要望があった資料ということになります。順次、ご説明申し上げたいと思います。

まず、資料 15 は青森県内の特別職給料及び議員報酬の一覧でございますが、上半分は、青森県内 10 市の市長等の給料と副市長、議員の定数等になります。人口規模が違うため、比較的人口が多い旧 3 市に着目しますと、市長、議長、副議長、議員は八戸市が一番高く、副市長は弘前市が一番高いという状況です。また、中ほどに副市長及び議員の定数を記載しておりますが、副市長は青森市、八戸市、むつ市が 2 人制となっており、議員につきましては青森市が一番多く、弘前市と八戸市が次いで同数の 28 人となっております。

資料の真ん中の参考としての青森県を挟み、下半分は市長給料に対する副市長給料の割合等を示したものであり、青森県内 10 市の平均指数と中核市の平均指数を示しております。議員報酬部分については、議員を 100 とした場合の指数と議長を 100 とした場合の指数を分けて記載しております。

本市ではこれまで、副市長給料は市長給料に、議長、副議長の報酬は議員報酬にそれぞれこの指数を乗じる形で算定してまいりましたので、後ほどの議論の参考とするために、あらかじめお示ししたものです。

16-01、16-02

資料 16-01 と 02 は、第 1 回の審議会でお示した資料の再掲となります。

16-01 は市長及び副市長の給料等、16-02 は議長、副議長、議員の報酬等の資料となっております。16-01 の 2 枚目のほうが副市長の給料になっておりますが、左から 3 列目のところに定数というところがあり、中核市の副市長の定数を書いております。ほとんどの市が 2 人制となっております。下のほうには、人口規模別の平均を記載しておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。

同様に 16-02 の 3 枚目は議員のものになっておりまして、議員についても、左から 3 列目のところに議員定数を記載してございます。人口規模などではばらつきがあるのですが、39 番の対屋川市が最小で人口 22 万ぐらいで 24 人、最大が 18 番の船橋市で人口 65 万人で 50 人の議員定数となっております。こちらも表の下の方に、人口規模別の平均を記載しており、20 万人から 30 万人の規模だと 31.2 人となっております。

17

資料 17 をご覧ください。公務員、民間給与等及び最低賃金の推移を示す資料となっております。上段の表が全国、下段の表が青森県の状況です。表の左側から、公務員、一般賃金水準なわち民間のもの、最低賃金の順に記載しておりますが、ここ 10 年の増減率等の累計に着目しますと、最小が国家公務員の給与で 7.93 ポイントの増、最大が青森県の最低賃金で 37.18 ポイントの増というかたちになっており、上昇幅はそれぞれ違いますが、全て上昇傾向にあると捉えてい

ただけると考えているところでございます。

18

資料 18 は、民間役員報酬等に関する推移の資料ですが、非常に申し訳ありませんが、民間役員報酬に関する統計は参考となるものが少ないため、全体の傾向を把握する程度のものと受け止めいただければと思います。

左側が人事院の役員報酬調査、右側が国税庁の民間給与実態統計調査となっております。

人事院の調査は近年では 5 年周期での調査となり、令和 4 年度に実施されたものが直近の数字となりますが、令和 4 年度はコロナ禍にあったためか、平成 28 年度の水準よりも少ない金額となっています。

国税庁の調査は、社長等の法人の取締役のみならず、監査役等とか非常勤的な役割の役員も含んだ役員の平均給与となっておりますが、引上率の累計を見ますと、19.01 ポイントの増というかたちで、増減幅は先ほどの数字とは異なりますが、上昇傾向にあるのかなとみていただけるかと思います。

19

資料 19 は、民間給与の賃上げの妥結状況を示す資料となってございます。

こちらは青森労働局の最低賃金審議会の資料の一部を引用したものですが、連合青森及び青森県経営者協会が調査しているものを踏まえまして探してきたものでございます。令和元年度以降、累計で、連合青森の調査だと 22.25 ポイント、青森県経営者協会だと 16.58 ポイントの増となっており、こちらの資料からも近年、賃金水準が上昇傾向にあることが見て取れます。

20

資料 20 は、過去の審議会で検討された算定方法に関する資料となってございます。

議員報酬について、①の(1)は現在の算定方法ですが、そのほかのものとしては、(2)として、国会議員と市議会議員の会期日数等に着目して算定する方法、②として、市長の給料を基準に算定する方法が検討されてございます。

また、その他として、①の算定方法のうち国会議員部分を県議会議員として算出すべきといったものや、市長と同様に正規分布で算出すべきといったご意見、一般職の給与の改定率を用いて算出する方法といった意見がありましたが、最終的には多数決により現在の算定方法に集約されました。

21

資料 21 は、青森市で毎年公表している給与・定員管理等についての資料となります。

決算データに基づき作成されますので、令和 5 年度の内容が最新となっておりますが、人件費の状況や職員の給与の状況などが網羅的に記載されている資料となります。

分量が多いいため、詳細の説明は割愛させていただきますが、1 ページから 9 ページまでは給与の状況、10 ページが職員数の状況、11 ページ以降は水道事業などの公営企業の状況が記載しております。

ここまでが、委員の皆様から要望があった資料に関する御説明となります。

◆委員からの主な質疑応答や意見

○会長

ご説明ありがとうございました。それではただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様から、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

○委員

資料 21 の 4 ページをみていただくと行政職給料表の状況がありますけれども、ここでは 8 級の部長級のところの、一番右側のところで、最高の給料月額が 47 万円になっていますが、47 万円なんですか。すごい低いような気がしますけど。

○事務局

令和 5 年度の決算時点の決算データですが、令和 5 年度の時は青森市の最高の給料月額は部長級の 8 級は 47 万円となっています。令和 7 年度ですとこちらが上がりまして、人事院勧告後であれば 501,500 円というかたちでございます。

○委員

わかりました。

○会長

お願ひします。

○委員

前回審議会の中でも、やっぱり一般職とはちょっと違うので、ここの資料にある近隣とか、人口が同じようなこと比較して報酬を見たほうがいいんじゃないかと、私も同意見で、事務局で詳しく各地域のデータを出してもらった中で、青森市が一番下なんですね。62 市あって、下から 2 番目って、「なんでこんなに低いの」って思って。低いっていうのがいいのか悪いのか分からぬけれども、前回、今のアウガの財政状態で報酬がカットされたというような意見も聞きましたので、他に資料 22 で計算した算定方法で①、②、③で計算されて、これでいくと 103 万から 110 万っていう数字が出ているので、それと各市町村の金額も見比べた場合に、あげる、あげないは別として、新たに算定した数字っていうのが、近隣と比べて、結構、妥当な数字かなって、私は見ておりました。

逆にこの低くなった原因の、アウガの状況が今どうなっているのか、その辺が解決されるのであれば、近隣の報酬額が適正かどうか別にして、それと同じくなてもいいのかなと私は思っています。

○会長

事務局、お願ひ致します。

○事務局

アウガの状況についてですけども、詳しい年度は忘れましたけども、債権の放棄等の手続きを

踏まえて、その再生に向けて取り組んでいるところでありますて、それらを踏まえて、一般職も含めて、給与の独自カットをやっていましたが、それらの措置も終わりまして、現在は、財政的な面を含めてこの問題については、一定の結論を得たというか、リセットしたと思っていただければというふうに思います。今後、活用方法などの別の問題はありますけれども、過去の、アウガの貸付の金額の部分等での問題については、もう終わっている状況でございます。

○会長

はい、市の認識といいますか、お分かりいただけたかと思います。
次、お願いいたします。

○委員

前回の議事録の中にありますように、先ほどのアウガの対応もありましたが、一般職の給与は2年連続で2%を超える増額改定であると。今年度も3%を超える増額改定が見込まれるというふうに記載されていますが、今年度も3%は超えるというのが決定されているのでしょうか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○会長

事務局、お願い致します。

○事務局

今年度の部分につきましてはまだ青森県の人事委員会から勧告が出た状況で、「このように変えるべきですよ」というものが出ていた状況で、これを受けて、青森市として、最終的に給料を上げる、下げるについては、12月議会にお諮りして決めるかたちになりますので、今現在まだ最終的に決まったという状況ではないです。

○委員

傾向としては3%前後になりそうですか。

○事務局

これまで一応、国や県の勧告、動向をそのまま反映するようななかたちで取り組んできましたので、基本的には人事院勧告をそのまま決定するようななかたちでお願いしたいというふうには考えておりますが、最終的には、議会の議決を経てというかたちになるということでございます。

○委員

分かりました。

○会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

参考までに申し上げますと県の人事委員会勧告は3.05%というふうにされているところでご

ざいます。以上です。

○会長

ありがとうございます。

○委員

短い期間にこれだけ資料を揃えてくださって、本当にありがとうございました。

資料 21 の 1 ページ目ですが、1 総括 のところで右から 2 番目の人件費率っていうのがあります。これ令和 5 年度分の、単年度で載っていると思いますが、推移であるとか、直近の数字であるとか、そういったあたりについて、少し教えていただくことができますでしょうか。

○事務局

手元に人件費率を直接表したものがない状況ですが、基本的には 10% 前後で推移しているというのが、ここ最近の傾向でございます。最初に申し上げましたけども、いわゆる公営企業の部分、水道とか交通事業とか除いて、いわゆる一般の行政事務職、教育委員会を含めた金額でございます。一般行政職の決算数字で、全体の決算額が 1,300 億程度のものに対して、人件費が 130 億程度というところでだいたい 10% として推移しております。

○委員

ありがとうございます。

一般職だから特別職はここには入ってないということですか。

○事務局

それも含んでの決算額になります。

○委員

分かりました。

○会長

他にいかがでしょうか。

人件費率のご質問でしたけれども、他の中核都市との比較が必要でしょうか。

○委員

そうですね、要望ばかり言っていますが、やっぱり、こういうふうに出していただくと、じゃ他どうなんだろうとか、5 年前と比べてどうなっているんだろうとか、これは特別職の報酬の審議会ですので、他のところと青森市と、例えば、歳出とかにおける特別職のお給料の比率とかあるのかなとか、そういうことを思い巡らせていました。

○事務局

特別職に特化したような、人件費率みたいな数字を出している資料はないです。

過去の推移とか、中核市の順位の話で、人件費率に関して言いますと、青森市は非常に少ない

ほうになっております。62市中でもかなり少なくて、下からの方のほうの1桁台のレベルでございますので、そういう意味では人件費率は少ない状況になっております。青森市の分であればお渡しはできますけれど、他市のこととは特別職に特化した結果もないで、ほかの市と比較するのが困難な状況だというところでございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

口頭での説明でしたけれども、人件費率としては他の中核市と比べても、低い方ではないかとうお話をしたけれども。可能であれば、多少あっていいかもしれませんですね。

○事務局

令和5年度の決算で言いますと、画面の左側のほうの人件費というところをご覧いただければと思いますが、こちら人件費の割合の話で、普通決算について、この類似団体順位がここに出ていますが、これで1/62となって青森市は一番少ない人件費率です。中核市平均の割合が25.5ポイントに対して、青森市が14.9ですので、14.9と31.6の間の中で一番低い。これが真ん中あたりの大体平均のやつですね。それに対して、青森市は14.9、先ほどのものと集計の範囲が違うので数字の違いが出てきていますけども、一応、人件費でいうと中核市の中では低い方、青森県平均よりもすこし少ないぐらいの割合で推移しているというのが令和5年度決算での過去の推移というかたちになります。

○会長

過去5年間で中核市の中でも低いほうということですね。
いかがでしょうか。

○委員

ご説明でここまでのところは理解できました。だからどうだっていうところになると、まだちょっと分からぬといいますか…お話をすれば理解できましたし、状況も理解できました。

○会長

今回、新たにお示しいただいた資料のほか、前回の資料を含めて、質問はございませんでしょうか。

○委員

前回、欠席してしまいました。この度、委員になりました、ちょっと甘く見ていたというか、ここまで突っ込んだ意見が出るとは思ってなかつたので、軽い気持ちで参加してしまいましたが、反対に言えば皆さんすごく熱心に関わって話合っていられるんだなと思っています。

ちょっと今のところ、正しい考えができていないんですけど、これから勉強していきまして、より積極的に意見を述べられるように頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。審議会の運営方針としまして、委員の意見をたくさん出してもらってですね、合意の上で進めようということで忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

それでは、試算額についてですね、議論をしていきたいと思います。事務局の方から試算額につきましてご説明をお願いいたします。

◆資料説明

○事務局

それでは、市長や議員報酬等の具体的な金額の算定について御説明いたします。

22

資料 22 を御覧ください。

表の左から、現行の金額、算定方法①として前回の答申の考え方を踏襲した方法、②として官民較差を反映する方法、③として消費者物価指数の伸び率を反映する方法、3つの方法により市長から議員まで算定した金額等をそれぞれ記載しております。

なお、市長等の区分のうち、上段は算定金額、中段は増加額、下段は類似団体である中核市及び青森県内 10 市での順位を示しております。

それぞれ金額の違いはありますが、大きな考え方として、算定方法①は財政面の変化からアプローチした方法、②は賃金水準の変化からアプローチした方法、③は物価水準の変化からアプローチした方法となっております。

23-01

資料 23-01 から資料 24 までは、算定方法①の根拠資料になります。

まず、資料 23-01 ございますが、最新の令和 5 年度の決算データを元にした中核市の正規分布となっています。経常収支比率ですか将来負担比率が改善したというふうになっています。

後ろの桃色の曲線が平成 26 年度の決算データで、大きい丸になっているのが青森市の位置でございます。青色の曲線が令和 5 年度決算となっており、同じく大きい丸が青森市の位置となつております。そんなに大きな変化がない部分の指標もございますし、先ほど言った将来負担比率などは大きく変化しているといったため、こういった一部の指標が改善され、相対的に中核市中の順位が上昇したことにより、下の大きな表にグラフになってますけれども 103 万円程度になったところでございます。

23-02、03

資料 23-02 算定に用いた用語の解説、資料 23-03 は中核市の主要財政指標となっております。

こちらも下のほうに人口規模別の平均値を載せておりますので、参考にしていただけるのかなと考えているところでございます。

24

資料 24 は、算定方法①のうちで出し方の違う議員報酬の根拠となります。

国会議員の歳費の額や一般職の国家公務員の給与額などの最新値を用いて算出した結果、上の

ほうの黒線で囲んでおりますが、588,000 円と算定されました。

25、26

資料 25 と 26 は、前回審議会資料の再掲となりますが、算定方法②に対応するものが、人事院勧告における累積分の 7.93 というもので、資料 26 のほうが消費者物価指数の変化指数の 10.6 の根拠となるものです。

ここで、資料 22 を御覧いただきたいのですが、算定方法①から③まで、それぞれの考え方に基づき機械的に算定いたしましたが、例えば、算定方法③の場合、市長及び議員の中核市での順位が 10 番代になるのに対し、副市長は 45 位、議長が 31 位、副議長が 26 位と、順位のバラツキの幅が大きくなることがあります。これは市長の給料や議員報酬に対するそれぞれの割合が中核市平均と大きく異なることが要因でございます。

ここで、もう一度、資料 15 をご覧いただきたいと思います。

資料 15 の下半分に市長給料に対する副市長給料の割合等を示し、青森市が 78.80 に対して、青森県内 10 市の平均指数は 80.76、中核市の平均指数は 82.31 となっており、本市より 2 ポイントから 4 ポイントほど乖離があるという状況となっております。

また、議員部分については、青森市が議員を 100 とした場合、議長が 113.40、副議長が 103.90 となっているのに対し、県内 10 市の平均指数は議長が 118.97、副議長が 107.42、中核市の平均指数では議長が 117.58、副議長が 107.23 というようなかたちで、それぞれ 4 ポイントぐらい差があるところです。議長を 100 とした場合も似たような傾向になっているところでございまして、それぞれの報酬基準が異なっておりますので、これらを補正するというような観点から試算したのが次の資料 27-01、02、03 というところでございます。

本市ではこれまで、副市長の給料は市長の給料に、議長、副議長の報酬は議員報酬にそれぞれ指数を乗じて算定てきており、この指数は 30 年以上変わっていないというところもありまして、他都市と比較すると、相対的に、市長の給料に対し副市長の給料が低い状況に、議員報酬に対し、議長、副議長の報酬が低い状況にあることから、これらを補正することとした場合の算定結果が、次の資料 27-01 から 03 までとなります。

27-01 は算定方法①、先ほどの資料 22 でお示しした、過去の答申の考え方を踏襲して、財政の変化からアプローチした場合のものを市長と議員のところが固定化されまして、県内平均の割合と中核市の割合というのを乗じて算定したものが 27-01 の資料になります。同様に、算定方法②人事院勧告による官民較差を反映したものを、県内 10 市平均、中核市平均で補正したものが 27-02、そして同様に算定方法③ 消費者物価指数の伸び率を県内 10 市平均、中核市平均で補正したものが 27-03 となっております。

以上、複数の算定方法と複数の補正の方法をお示しましたが、委員の皆様におかれましては、どの算定方法が適当なのか、また、副市長給料等の補正が必要かどうか、必要だとしたらどの方法が適当かといった点について、議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◆委員からの主な質疑応答や意見

○会長

試算額につきまして、事務局からいくつかのプラン、モデルをお示しいただきました。

最初は従来と同じやり方で算定した場合、見直した場合、さらには物価上昇ですとか、他の中核市の状況を踏まえて見直した場合、さらに、市長に対する副市長、あるいは議員に対する議長、副議長の割合についても、見直した場合にはこうなるというプランでの試算額につきまして、お示しがあったところでございます

それでは、今の試算した額につきまして、御意見をいただきたいと思います。

○委員

ただいまのご説明でもう具体的な数字が出てきましたので、具体的な数字でちょっとお話したいと思います。

資料6 市長、副市長の給料月額 ですが、平成16年から平成25年までは上限額が118万円ということで、カッコして「上限制」という表現を使っていますが、これはまだ生きているのでしょうか。

○会長

お願いします。

○事務局

上限制についてのご質問ですけども、結論から申し上げれば、今は採用していないです。条例に記載している金額のまま、100万円をそのまま支給するかたちを取っていて、減らす場合は附則で、別途ちゃんと条例の中に書き込んで議決を経て減らすというような運用になってございます。

○委員

過去118万円の上限制はすでになくなって、今は100万円が上限制という解釈でよろしいですか。

○事務局

「100万円を基本支給します」というかたちです。今までその118万円の中で市長が自分で決めていたのですが、「118万円もらえるけども、自分が100万円でいいや」っていうのでは、議会の目、市民の目を通らないので、そういう決め方は好ましくないということで、現在は下げる場合でも必ず議会を通さなくてはいけないので「上限制」ではなく、決まった金額を払うという「定額制」という仕組みになっております。

○委員

分かりました。

○会長

他にご質問ございませんでしょうか。

○委員

金額が最大限の目安の議論のたたき台で、あとは資料 22 を中心に意見を述べていけばいいのかなと思って質問したわけです。

○会長

ありがとうございます。

○委員

27-01 から 02、03 に関しては先ほどご説明あったように叩き台的にシミュレーションしていただいたと思いますので、私も 01 はですね、例えば市長さんプラス 3 万円ということで、物価の上昇とか、いろいろ考えてちょっと少ないかななど。8 年間据え置きになってきてていることを考えれば、常識的に考えて、02、03あたりでということが一般的なのかなと思っております。過去の審議会で、先ほど記載がございましたけれども、市長、副市長の給料を全国的に抑えるということであったので、それは割とすんなり、先ほど来、話に出ているように財政上の諸事情があったので、そういう方向というのであれば異論はないし、ただ、議員さんの活動はどうなのと。市長や副市長はローカルニュースなんかで、何をやっているかは報道されて分かるけど、議員さんは別に 1 年 365 日活動しているわけじゃないので、ということで、1 回目の資料で議員活動等の資料ありましたけど、あれは過去の審議会で要求して、市長、副市長については割と評価できるけど、議員報酬については分からぬってことであったわけなんですね。今回、改めてそれを求めるということよりも、ここにありますように、中核市の中での位置づけとか、あるいは青森市の中の位置づけっていうことを念頭においてご議論いただければよろしいのではないかと考えます。以上です。

○会長

この算定方法で資料 27 の①とすべきだという考え方でどうか。それとも、官民較差を反映するで、さらには消費者物価指数の伸び率を②、③についてはどうでしょうか。

○委員

言葉足らずですみません。この算定方法でいきますと、27-01 の①ですと現行 100 万円で、プラス 3 万円だと今の初任給の上昇とか、一般職の上昇からみても非常に低額なので、27-01 の②、③がそれぞれ計算の根拠がございますので、このあたりが妥当かなと考えて発言したのですが。

○事務局

今のお話ですと算定方法 27-02 のほうの市長が 108 万円台で、あと枝番で 02 とか 03 が副市長の割合を見直しているものになっておりますので、委員のお話ですと、27-02 の官民較差か、27-03 の消費者物価のどちらかということで受け止めました。

○委員

そういうことです。

○会長

ありがとうございます。ベースとして、②がいいということですね。

他の皆さまはご意見ありますでしょうか。

○委員

正規分布を用いた試算ということで、これはもうよく考えられているなというふうに思いましたけれども、結果、103万円っていうのは、やはり低いなという気がいたしました。

それで、具体的な算定方法についてでございますけれども、資料22の算定方法①ですけれども、資料15で、副市長さんとか、議長、副議長さんの算定のご説明もありましたけれども、副市長の率が他の自治体よりはやっぱり低いなって思いました。中核市全体でということは、ちょっとと中核市自体に幅があり過ぎるので、そこの平均に合わせるということは、ちょっと乱暴すぎるのでないかという気がします。ただ、10市と比較した時の平均値までは、やっぱり、改定すべきではないかなという気がします。

先ほどもちょっと質問しましたけれども、青森市の最高の職員の給与はここでは540,900円になっていますけども、先ほどお答えいただいた、501,500円とはどういう関係なんでしょうか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

青森市の先ほどお答えしたのが実際に運用として使っております部長級の給料の最高月額は今501,500円でございまして、制度上のお話を申し上げますと、実は上に9級というところまで持っております。こちらは将来的に部長を超えた「局」とかですね、そういう部門を作った時のポスト用の給料表として持ってはおりますが、実際には使っていないものになります。そちらの9級の直近ですと、そこに書いてありますとおり、540,900円。つまり9級の最高号給の月額というふうになってございます。

○委員

資料21のほうに。9級を足しておくと整合性がとれるということですね。

○事務局

そうです。

○委員

分かりました。それからですね、算定方法②の官民較差に考慮した考え方についてですけれども、ここでは人事院勧告の7.93を使われていますけれども、人事院勧告はやっぱり全国ベースで相当な幅があり青森県とは乖離が大きくなりますので、県の人事委員会勧告が出てるわけで、8.23を使った方が、地域に合ったかたちではないかと思います。資料でいうと、資料17の

中段に県の人事委員会勧告の資料が出てますので、そちらの数字のほうがあうかと思います。それから物価指数に注目した算定方法③ですけれども、これは消費者物価指数の伸び率をそのまま今回の伸び率に当てはめるということですけれども、消費者物価指数をいきなり市長とか、議員に当てはめるのは民間でもそうなってない状況です。これを特別職の人だけに当てはめて、給与が上がるということは批判が出るんじゃないかなと思いました。

具体的には資料 27-01 を見ていくと、算定方法①-03 というところだと中核市と比較して、中核市の率を使いましょうということですけれども、先ほど言いましたように、中核市全体の平均を使うというのは、中核市の幅がありすぎるので、青森市と中核市の中でも同規模の人口数であるとかですね、そういう絞ったかたちで率を出してですね。それを使ったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。私からは以上です。

○会長

これに対して、事務局からご説明ありましたらお願ひします。

○事務局

最後の物価指数の中核市の率の話でございますけども、資料には乱暴に全体の数字、平均値しか出してないので、人口の近い規模のものであればいくらになるのかはすぐにお示しできない状況です。

委員がおっしゃるとおり、県の人事委員会勧告の率 8.23 を使うべきではないのかというようなお話でございましたが、そちらについても確かに地域性を反映するという観点では、一つの合理性があるご意見だと思っております。

事務局として 7.93 を試算のベースに採用したのは、資料 17 の中で皆様にご覧いただきましたとおり、最低賃金ですか、民間の賃金水準とか、指数の伸び率は様々な状況となっておりますので、事務局としては、その中でも最小のものということで 7.93 を試算のたたき台としてご提示差し上げたというところでございます。

繰り返しになりますけども、8.23 を使うというのも地域性を反映するという観点では合理性があるものというふうに考えておりますので、今 8.23 にした場合の数値を画面の方にも反映するよう準備いたしますので、そちらちょっとお待ちいただければと思います。

市長の給料はベースが 100 万円ですので、それで 8.23 かけると 1,082,300 円になりますが、100 円単位を切り上げまして、1,083,000 円となります。副市長が同じく 8.23 でやりますと 852,900 円。切り上げまして、853,000 円、議長が 712,000 円。

○委員

質問です。いいですか。

算定方法の①、②、③、それぞれ根拠があると思うのですが、先ほどちょっと質問しましたけども、118 万という時代もあったわけですよね。その時代も算定方法の一つとして加えてですね、そうなった場合の比較がどうなるのか、ちょっと知りたいなと。そんなに高いような感じでない。前にもちょっと話したとおり、職員の最大でもらっている額の倍ぐらいの感じになるわけで。

特別職は退職手当がずっと長年にわたっての保障をされるわけでないし、これらのいろいろな比較は退職手当が全部除外されているはずですので、そういう意味で見れば、特別職についてもかつて理由があつて 118 万円も算定したので、それも一つの議論のたたき台としてほしいなど

いうふうに考えました。はい、以上です。

○会長

ありがとうございます。算定方法として①、②、③と最初にお示しあったわけですが、委員のご発言は、過去の高い時のことを見ると、試算方法③ぐらいの金額がよいというお考えなんでしょうか。

○事務局

準備ができました。書いている行は別としていただきまして、118万円の金額で言いますと、資料16-01もご覧いただきたいのですが、資料16-01で118万円の金額となっているのが金沢市…

○委員

手元にある資料と違う。

○事務局

これは委員のおっしゃっていた118万で計算したらこの金額になるというシミュレーションした金額になります。

○事務局

118万円って言いますのが資料の16-01の23番の金沢市ですか、41番の姫路市の市長給料となっておりまして、中核市の順位でいくと上から2番目ぐらいの給料水準になります。それをベースに、さらに副市長とか議員とかを算定してみると、このぐらいの金額になりますというのが、今、画面に出ている、②の行がそれなります。

8.23の県の人事委員会勧告を乖離の調整率として見たところが①の行に数字として並んでいる状況になります。

○会長

せっかくですので、委員の皆さんのご意見、意見をお伺いできるかと思いますけれども。いかがですか。

○委員

普段も取り留めないのに、さらに取り留めのない話になってしまいそうで申し訳ないんですけど、特別職は、前回からも出ている特別な任務、仕事なんだということで、それを数値化することって、絶対数、絶対値って言うんですか、相対的な数じゃなくて、例えば市長さんの仕事を給料に換算したらいくらなんだっていうのはちょっと出せないっていうか。だからこれまでいくらだとか、他のところがどうなんだっていう、その相対的に見ていくしかないのかなっていうのはそうですよね。

その時にさっきおっしゃったのは本当にそうだなと思っていて。中核市をただ比べているけれども、例えばもうちょっと同じ人口規模のところで比べてみたらどうかなって思いますし、もし、そうなら、同じような人口規模でも、財政事情がいいところもあれば、そういうところもあ

るでしょうから、そういうところも加味して見ていったらいいのかなというようなことを考えたり。

あとは私、そもそも不勉強でその人事院勧告の意味がよくわかつてないっていうか、民間と公的なお仕事の格差がないほうが多いっていう考え方に基づいて勧告がされるっていうことですか。

○事務局

まず、人事院勧告についてなんですけれども、公務員というのは労働三権と言われている、働く人に保障されている団結権とか団体交渉権とかストライキ権がありますが、それらの一部に制約があるので、直接、経営者と給料をいくらにしてくださいという交渉ができないので、それを補完するための仕組みとして人事院勧告という形で、民間の同じような規模と言ったらあれですけども、今であれば100人以上、従業員100人以上いる規模の会社を統計的に調べていって、採用から何年目の人人がこのぐらいの給料もらっているとか、そういうのをいろいろ比較していくって、民間と比べると何%低いとか高いとかがあって、それを是正するというのが基本的な一般の公務員の給料決定の仕組みになっております。

そのため、人事院での話ですと全国、国家公務員が対象となっていました、青森県の方は青森県の職員を基本に調べて、同じ県内の事業所さんをベースにして調べている。青森市では青森市内の事業所さんへの独自の調査というのはやっておりませんので、青森県でやっている人事委員会の勧告をそのまま採用させていただいているという状況でございます。一般職はそういうふうに民間より公務員が安いのでプラス改定した方がいいですよと勧告が言うと、基本的にそれに倣うようなかたちでの改正をしていくてるんですけども、特別職は、やはり、一般職とは仕事の性質だったり、責任だったりが違うということで、一般職が上がったから機械的に上げるのではなくて、こういう審議会の場を通じて、一般職の上げ幅とかをあくまでも参考にしながら上げるかどうかを議論いただいて、いわゆる答申という形でまとめていただくというような仕組みになっているところでございます。

○委員

ありがとうございます。人事院勧告で先ほどちょっとありましたけど、マイナスになっているところはありましたよね。そういう勧告が出た場合は、下げるとかというふうにするんですか。

○事務局

公務員を下げます。一般職は現に下げていきました。

○委員

そうなんですね。なるほど、ありがとうございます。

認識が間違っているのかもしれないんですけど、やっぱり民間っていうのは儲かつたら給料をたくさんもらえるし、特にボーナスですよね。でも、儲からなかつたらもらえないんですよね。そういうところをつい考えてしまって、この官民較差っていうものをそのままというのは…でもちょっとすいません。今整理ができてなくて。

あと、それから消費者物価指数に関しては、さきほどおっしゃったのとほぼ同じ意見です。物価が上がって、給料も上がればそんなにめでたいことはなくて、市民感覚としたらそうなってな

いから今私たちは苦しい。でもそこで、また、じゃあ私たちと特別職の人は違うのかなとか、なんか思つてしまったりもするんですね。でも、会長がすごく忌憚なく言っていいよって言ってくださるから、私なんか片言で言っているんですけど。物価が上がったからといって給料はそのまま上がらないのが一般市民の感覚であり、政治とかっていうのは、市民の苦しいところをなんとかしてくださる、考えてくださるのがまさにお仕事なんじやないかなとか思つたりとか、なんかそういうことを考えると物価指数をそのまま当てはめるっていうのはちょっと抵抗があるというのが正直なところです。

でも、一方で矛盾しているように聞こえるかもしれません、今回、正規分布を出していただいて、他の中核市のお給料を参考にされたと思うんですけども、それは令和6年の4月1日現在の中核市のお給料が一覧表になっていて、それをもとに出されたんですよね。103万円とかつて。

○事務局

数値は7年、今年の4月1日現在です。

○委員

ごめんなさい、そうですよね。でも、今度恐らく私たちが市長さんの次のお給料を決めさせていただくのは、反映されるのは令和8年の多分4月頃だったとした時に、他の中核市の皆さんがあれこそ物価上がったねとかっていうことで、今もとにしている数字自体が上がる可能性がありますよね。だから、青森市長さんのお給料を令和7年4月1日現在で比較して算出したものが実は1年遅れて算出した数値になるっていうふうのも一方では思っていました。

それから、ついでに、前回もちょっと言ったんですけど、期末手当とか、手当についてはこの場での議論の対象ではないって聞いているんですけど、後学のために聞いておきたいんですが、勤勉手当って何か教えてください。

○事務局

勤勉手当につきましては特別職にはなくて、いわゆるボーナスの成績給部分というふうにご理解いただければと思います。一般職に導入されている考え方です。

期末手当というのは、その対象期間のうちにきちんと勤務した日数が何日かということを基にして出されているものに対して、勤勉手当は仕事の成果、人事評価等で得られた仕事の成果を支給されるというものがありますので、例えば、人事評価などで低い評点を取りますと減額されるというような仕組みにはなっています。

一方で、特別職についてはそういう考え方ありません。それはなぜかと言われると、私も苦しいんですけども、おそらく特別職、市長さんとか議員さんとかっていうのは、公選職、選挙で選ばれる職ですので、いわゆる「成果が上がらないということはイコール受からない、当選しない」というようななかたちになりますので、勤勉手当はないものだというふうに理解しております。

○委員

ありがとうございます。そういったあたりもついついこう、今回はお給料の話だとは思うんですけども。私たちも評価されて、よかつたらボーナスもらえる…

私もお給料がだから 100万のままではいいとは全く思つていなくて、多分、上がると思うし、

私が言うのもなんすけど、今ままよりはもう少し上がるっていう前提で私の中では考えているんですけど、そのなぜ上がる、どれぐらい上がるっていうところは正直まだ皆さんいろいろお話を教えていただきながら考えていけたらと思っております。すみません、長くなりました。

○会長

いろいろご発言でなんか方向性がちょっと見えてきたかなって、大変感謝しております。でもなかなか絶対これ、この額だっていうのは、難しいところですよね。でも貴重なご意見を賜ったと思います。ありがとうございました。

概算として①、②、③案とか申し上げましたけど、なんかお考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員

素朴な疑問なんですけれども、全員が全員、市長、副市長は同じ割合でこう上げなくてはいけないんでしょうか。なんかさつきから見ていくと、62市に対して市長は下の方だけど、副市長は上の方とか、ばらつきがあるのがなんて言いますか。市長は上げたとしても、副市長も同様同じパーセンテージ、同じやり方で算出した方がやっぱりいいんですかね。別のやり方でとか、なんかそういうのはないですかね。

○会長

ありがとうございます。事務局、お願いします。

○事務局

結論から言いますと、それぞれ違う割合を用いていただいても構わないものにはなります。市長と議員等が別の割合を使うのは、一つのやり方としてはあるかと思います。

27-01から03でお示ししたのは、市長や議員をベースに100とした場合の割合の部分で、結果、その順位のばらつきが起きているので、それを補正した方がいいんじゃないかなというようなことで試算したものをお示ししているので、それも必要ないと言われるのなら、そのまま決まった率でやることも可能ですし、例えば、市長、副市長は官民較差の部分の率を使うけども、議員の方は別の率を使うというのもそれも可能です。

○会長

ありがとうございます。

その辺も補正を兼ねた上で、概算を示していただいてですね。ありがとうございました。

○委員

先ほどお話ししました118万ぐらいでもいいんじゃないかという話なんすけども、事務局からもご指摘ありましたように、その水準は、概ね人口が50万人ぐらいの都市でございまして、やはり規模が違うと。例えば、宇都宮市で514,000人、金沢市が443,000人ですが、姫路市が523,000人ということで、現行の青森市が263,000人ということで、一般的に同規模ぐらいのところでの、相場観と申しますか、118万ということになると、全国62の中核都市で二番目とそこ

まで高く設定することはどうかなというふうに思つたりしております。

あと、事務局からご回答がありましたけれども、シミュレーションはあくまで同じ率で全部上げたら、特別職を全部上げたらということなので、先ほどちょっとご報告しましたように、過去の審議会で議員さんがそれだけ働いているかどうかとかっていう議論は実は結構やりまして。だからああいう資料がついていたんですけども。だから、同じことをもう一回申し上げませんけれども、ある程度同じ基準でなくてもよろしいのではないかと。じゃあいくらだって言われても、即、金額いくらだ、っていうふうにはちょっと申し上げられませんが私も同じ意見ということでございます。

○会長

ありがとうございます。だいたい方向性が少し見えてきたなと思ってはいるんです。委員の皆様にご発言いただきましたので、ここで大枠の算定方法ですね。①、②、③ のどれかに決めさせていただきたいなというふうに考えております。

いろいろお話を伺っていますと、③の消費者物価指数を反映させるのはなかなか厳しい。民間も物価上昇にあって賃金が上がってない、また意見にありましたように中核市 50 万人以上大きいところなんだろうということでしたので③ は今回まあ厳しいかなということですね。

かといって、①ですと、正規分布でやったところで 3 万円程度の上昇で、これもあげた意味がないといいますかね。ということで、いろいろ伺っていますが、どうも ②でよろしいのではないかと思うんですけども。委員の皆様、いかがでしょうか。

資料 27-02ですかね。こちらの方でいきたいと思いますが、「反対だ」というご意見の委員の方いらっしゃいますでしょうか。

○委員

私は ③ で。

○委員

一応、特別職も公務員ということで、給与って民間であればさっき言った利益に応じていくらいくらって決めるんだけれども、公務員はそういう状態でないんですね。利益とかなんとかっていう成果で出てこないので。だけども、何かを基にして上げなきゃいけない。先ほど人事院勧告というのは、あくまでも民間の企業の平均ベースで上げていくと言ったときに、一般職はそれでいいと思うんだけれども、特別職は何で上げるかっていうと、何の指標を基に給与を決めて、それを今ここで話している話だと思うんだけど、そのときの一つの指標とすれば、この①から③にあるような物価指数とか、なんとかっていうのでしか、ちょっと数値的に表す方法がないのかなという、それがいいかどうかは別にして。

私的には ② か ③、私もこちらのどちらかで。逆に言うと、先ほど政府の人事院勧告がちょうど中間点にあるので、それでもいいのかなということなので、方向性とすれば、①から③のうち②と③のどちらかの数字で進めていくしかないのかなという意見です。

○会長

ありがとうございます。

○委員

市長さんについては選挙で選ばれるという特別な方であります。知事さんも選挙です。それから国会議員も選挙です。国会議員の給料は多分 118 万円ぐらいでなかろうかと思って、定かではないですが、あとで確認してもらえばいいんですが。選挙で選ばれるのは大であろうが小であろうが、ある程度そういう地位にあると。しかもですね、副市長さんとか同じ特別職でも、副市長さんは選挙で選ばれないと。市長が任命するということで、当然、差がある。市長さんはやはり市役所のトップでありますから、いくらこう皆さんのが働いても、部下の方々ではトップを超えての給料表の上位にはいかないというようなジレンマもあって。職員さんとのバランスもあるし選挙で選ばれた他の役職の方々とのバランスもあるし、地域のバランスもあるし、なおかつ地域のリーダーでもあるというようなことを考えて、いろいろ加味して、24 時間体制の方で、民間と官公庁さんと比べると、退職手当がすごく違うんですよね。あまり表に出ない手当になっているというようなこと也有って。ところが、あの選挙に選ばれる市長さんは、その 4 年ごとの洗礼を受けるわけですから、その退職手当の恩恵みたいなのは非常にその限られた年数しかないというようなことも考えれば、ある程度ちょっと高めの設定をしたほうが、地域経済にもある程度回っていくのではなかろうかと。かつて 40 万都市とか 50 万近くの都市を目指そうという青森市もあったわけでございますので、そういう勢いを取り戻すためにも、そういう意見もあるということをちょっと申し述べたしたいでございます。

○会長

ありがとうございます。

先ほどのお問い合わせにもありましたように、難しいところですね。具体的にどの金額に設定したらいいのかということで、これを議論するのはなかなか取扱つかないんですよね。ですから、事務局である程度のプランを示していただいたこの算定方法①、②、③のですね。①、②はそんな大きく違うわけではないんですね。①で 103 万、②で 108 万、そして算定方法③で 1,106,000 円、それぞれ差が 5 万円とか 26,000 円ぐらいの差しかないんですよね。また③で消費者物価指数をそのままダイレクトに反映させるのもちょっとといかがなものかということも、意見もございました。具体的に絶対この金額がというのは言えませんけれども、やっぱり算定方法②をベースとしたほうが、社会情勢を踏まえてですね、中核市の環境も踏まえて、今見していくと、②でよろしいのではないかというふうに思うわけですね。

私としてはこうまとめていきたいと考えているんですけども、いかがでしょうか。

○委員

②っていうことは、①の算定方法は加味されない。②の考え方だと人事院勧告のあの累計のパーセンテージを単純に加えたっていうことになるんですよね。逆に言うと、①の、例えば先ほど書いてある中核市の中の正規分布の位置っていうのは加味されないってことですよね。

さっき新しい正規分布を見せていただいた時に、正規分布が右に上がっているものもあつたって言ってくださったじゃないですか。だから、逆に今度は平成 28 年の時よりも、同じ集団の中で比較した時に、財政状況とかが良くなっているのであれば、それも加味して、そこに②の考え方も加えたみたいな。そういう考え方っていうのはないんでしょうか。

○事務局

今のお話だと出発点を 103 万にしつつみたいな考え方になるのか、それとも財政の規模の中での、資料 22 ですか、23-01 の平均を取ると 1,081,944 円が平均の真ん中ですので、そこを上限とすべきだみたいな考え方をするのか。その辺、最終的には多様な観点からアプローチしていったものを踏まえての総合的な判断にならざるをえないのかと。これは冒頭おっしゃっておられましたけども、この特別職の給与の決め方に絶対的な正解というか、決まった公式みたいなものはやはりないと思いますので、最終的には様々な指標とか、いろいろな面からアプローチした金額を踏まえて、総合的な判断になるのかなと。

そうした時に一番よりどころというか、ベースの基本に据えるのかっていうのが、今①、②、③の考え方の中で、財政変化からアプローチすればこのぐらいの金額ですというような話とか、給料水準から、物価指数から、みたいな話でご提示させていただいたところですが、最終的に②を選んだからといって、他のものを全く無視したというわけではなくて、いろいろ検討したけれども、収斂して②を選んだというふうに着地するのかなというふうに考えております。

○委員

多分、①の考え方も加味したら 108 万円よりもちょっと上がるんですかね、きっと。だから、103 万円をベースにということではないと思うんですね。平成 28 年の時に立ち返って、その時の額を、今回、出していただいた正規分布の中で当てはめて、その時の給料の額を出発点にして、②の考え方を適用すればみたいな、なんかこうイメージ、すいません、私、数学は…

○事務局

おっしゃることは理解しますけど、結局そうなると、他の都市の給与水準とかも変化しているわけですので、動くものと動くものを比べても、結果、データの答えがどういう意味を持つのかというかたちになってしまって、正直、いや、理論上、出せなくはないと思いますけども、どういう数字が出てくるのかっていうのは、ちょっと今の段階で何とも言えないかなというところです。

○会長

はい、お願いいいたします。

○委員

私が最初に意見を述べたところの今も財政状態がどうなのって言った時の一番のネックだったのがアウガだと前回聞いて、それが今はどうなのって聞いて、それは解消されましたって。で、アウガでの財政状態が悪い時の指標が 100 万なんですね。それが改善されるとすれば、今いうとおり、財政等が改善された新しく作った 103 万を基にして、恐らく②で出ている算定は 100 万でやっていると思うんですよ。それが今言うとおり、財政状態が改善された指標を、前のモデルで算定した 103 万を基にして、この率をかける方法もあるんじゃないかという、そうするといいくらか今よりは上がるんじゃないのって、私もなるほどね、納得するような理屈なのかなと思うのですが。

○事務局

委員のご意見も受け止めさせていただきますけれども、恐らく 103 万円を出発点に、さらに 7.9 ぐらいかけると、結果プラス 10% ぐらいで、消費者物価指数ぐらいの数字に落ちるのかなと。100 万円に、プラス 3% ぐらいの改定率、それに 7.93% の改定率足すと 10.93 くらいの数字になるので、結果、消費者物価指数ぐらいの数値のところに落ちると思われるところです。そうした時に、何が正解というところはないんですけども、数字として、資料 22、算定方法③の順位のところを見ていただければ、中核市の中でも 19 位とか、市長などが、順位が 3 分の 1 以上ぐらいのところになったりするというような結果になるというところです。

今、算定方法③の行のところで計算してみて、市長だと 1,112,000 円くらいの金額になりそうです。そうした時に、今までの社会情勢の変化の部分と、財政改善の部分と加味して、これが適当ですというふうに収斂されるのであれば、一つの考え方とはなりうるかと思いますが…

○委員

もちろん 103 万円は出発点ではないですよね。103 万円を出発点にしたら今の額になったってことですよね。

○事務局

他都市の中核市の改定状況というのも、実は、調べているのですけども、ここ 10 年で給与等を上げている市というのが実はほんなくて、我々が今先頭を切っているような状況になっています。

○委員

逆に言うと、青森が今まで低すぎたんじゃないの。それが、元に戻っただけで。

○事務局

他都市の改定状況を調べたのですが、右側にずっと改定なし、改定なしというふうになっていますが、62 市中 47 市がずっとこの 10 年ぐらいの間で、28 年度から調べて、約 10 年の間ですね上げていないという状況で、やっぱり、ここ 2、3 年で急激に物価とか人件費が高騰しているというのもあって、私どもを含めどこの自治体もまだ改定が追いついてなかつたという状況でございまして。期末手当の部分とかは上がっているんですが、実際に、改定しているところは数えるほどしかないような状況になっております。

それもあって、今、上げ幅が結構 2 衍台のパーセンテージとかっていうふうになっているものでございます。

○会長

ありがとうございます。お願いいいたします。

○委員

②に絞ったらというご提案もありましたけれども、②の部分っていうのは、やはり賃金の部分、人事院勧告に属しているので、一般職と全く同じ考え方になってしまふわけです。ですので、今回そこだけに絞るのではなくて、例えば、算定方法①のところで、今回出していただいたのは 62 中核都市ですけれども、これを同規模の、財政力が同規模のところで絞って、人口なりで絞って

やった場合というのは、数字的に計算すると 103 万よりも動くものなんですか。

○事務局

正直やってみないと何ともというところはところあるんですけど、資料 23-03 が中核市の財政力に着目した表になっておりまして。この下の方に、20 万人以上 30 万人未満の 15 市というところをピックアップして、太字の下線になっているところの市になるんですけども、ここの中での市長給料とかを平均して出してみるといくらになるかというのは、ちょっとやってみないと何ともというところです。

ただ、人口規模でアプローチしたときに、資料 16-01 の下の 15 市の平均が 1,058,000 円ぐらいですので、おそらくこれに近い数字になるのかなとは思います。そうしたときに中核市の中で現状、その先ほど申し上げましたとおり、47 市ぐらいが報酬を改定していない現状の中での立ち位置というのは言えるのかなと思いますけれども、昨今の消費者物価指数とか人件費の高騰とかの社会情勢を反映した部分というとこれにプラスひと工夫が必要になってたりするのかなというところでございます。例えば 1,058,000 円ぐらいをベースにして、消費者物価、人勧の青森県の率 8.23 掛けるとなると、さらに高めの数字出てくるのかなと。そうした時に、今度は資料 15 の中ほどに青森県知事の給料が載っているんですけども、知事の給料が 1,206,000 円です。やはり、この辺のバランスというか、そういったところも一つの検討要素にする必要があるのかなというふうに考えるところです。

○会長

よろしいでしょうか。

大体青森市と同じくらいの規模の平均でいうと、むしろ②に近いということだったでしょうか。

○事務局

そうですね、比較対象が大体平均ですから。

○会長

では、次に。

○委員

全部特別職ということで、一緒にして、市長、副市長、議長、副議長、議員もセットで考えているから視点が違うとなんとなくぼやけるのがあるのかなと。議長、副議長、議員の市会議員と同じようなレベルで議論しても、市役所のトップの市長としての報酬はいかにあるべきかというのがまず第一で、兼職も当然ありえる議員さんたちとは、当然、同じ率で上げたりするのはどうかなという考え方ちょっとあって、ちょっと高いベースで上がってきてるんじゃないかなと。それは過去のそういう特別職と議長、いわゆる三役等の給与も一緒にひっくりめた議論にされているからというような感じがちょっとしないでもないので、市長の給与がどの程度が妥当かというようなところをやって、次に議長、副議長、議員はどういうふうにしたらいいのかなと。ちょっと切り離した論議にしたほうがいいのではなかろうかというふうに思います。

○会長

基本的には市長さんの給料をということで、だいたいご議論いただいていると思うんですね。前に意見がありましたけども、副市長あるいは議員報酬のバランスというか、兼ね合いの割合ですかね。それはまた事務局のプランが示されておりますから、それについてはまた最終的にお諮りしたいと思いますけれども。

いかがでしょうか。事務局的にはどうでしょうか。延々、議論を続けてもうしようがないと思うのですが。

○事務局

そうですね。もし具体的にこのほかの、今示したもののはかに、数字の具体的なものを見た上で議論したほうがということであれば、具体的なものをご提示いただければ、より詳しい説明をさせていただくことも可能かというふうに思いますが。

正直やはり、正解は多分ないので、絶対的な公式みたいなのはないので、やはりある程度、議論、様々なご意見はあるかと思いますけども、最終的にはどこかに集約、着地させる必要があるのかなというふうには思っております。そうすると、その時にどれが一番妥当かなといったところの観点で、皆様の方からご意見をいただければなというふうに思っているんですけど。

例えば、先ほど言った通り、②をちょっと改めるバージョンがいいんじゃないかとかっていうのも含めて。

○会長

今、ご提案がありましたけれども①、②、③を基本としながら修正案を考えてもらいたいという、そういう要望等ってございませんでしょうか。そういうために追加資料が必要であればまた…

○委員

聞いている話からすれば、掛け算ですね。掛ける金額と何%掛けるかで、議論からすると、じゃあ掛けられる元の数字をいくらにするのか。100万でいいのか103万でいいのかって。そうするとその掛ける数字の算出根拠がどれかっていうと、さっきのシミュレーションのいろいろな試算をやって出した103万が、過去のデータを元にしてやればこれが基本ベース、だよと。じゃあそれに何を掛けますかというと、②の率をかけて算出、ということであれば、説明もある程度できるのかなという気がしているんですけど、どうでしょうか。いわゆる基になる数字をまずどれが妥当なのか、それにどの率をかけるのかとすれば、必然的に報酬は決まってくると。それに、各役職についても、事務局からも言うとおり、副市長の率がいいのかどうかという話はまた別なので、まず必要な適正な金額を定めて、じゃあその後、副市長、議長、副議長、議員さんたちの掛ける率をどれが…これ決めるのはなかなか難しいような気はするんだけど、考え方として、どうでしょうかと。

○会長

ありがとうございます。ご提案もございましたので、市長の支給額をどうするかということをベースにして、事務局からお示しいただいたこの①、②、③、このどれかにですね、決めさせていただければと思うんですね。いかがでしょうか。

じゃあ、決を取らさせていただきたいと思います。

①でいいんじゃないかというご意見の方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

すいません、それはしつこいようですが、考え方についてですかね。それとも、この出てきた額がどうもこの辺が妥当だから、「①の103万だと少なすぎるんじゃない」で、「③の額だとちょっと多いんじゃない」、「今ちょうど出てきた額が②の額だと妥当っぽいよね」っていう感じで、私もどちらかに手を挙げるって言ったら②なんですね。

でも、さつきちょっとおっしゃいましたけど、あんまりこれ以上ぐじやぐじや言うつもりもないですが、考え方方が大事なんじゃないかなと思っていて。あくまでも私としては、①のその他の中核市とその財政状況もちゃんと考慮した、どういう位置にあるのかっていうことを考慮した上で、その②の考え方を加味するっていう、考え方がいいと思っています。多分、その額に一番近いのは②であるだろうと推測されるので、私はこれから②に手を上げます。

○会長

考え方を確認しますと、正規分布で、印象に残っていたのは将来負担率が青森市は改善しているという、そういうたプラスアルファの要素もあると思うんですね。そう考えると①よりももっとプラスになるかなと。さらに中核市の人口50万人以上はちょっと除きましてね、青森市と同規模のところを考えても青森市は低すぎるということもあって、そういうたたな状況も踏まえるとさらに加算して②かなということですね。そういうたたな考え方いろいろ示されてきていて、委員の方々もご納得いただけると思うんですけども、その辺どうですか、基本的な考え方として。

○委員

よろしいんじゃないですか。各委員それぞれお考えがありますから、ある意味、全員が同じ考え方であるのは逆に言えば気持ち悪いわけね。となれば、こうやって委員で相談するっていうことは、ある程度これぐらいがよろしいんではないかという、相場観でこの前に会長がお話しさされましたように、同規模の中核市と比べて高すぎないか低すぎないか、あるいは、官民較差等考えて、8年間据え置きだったということも考えて、まあこれぐらいという、ある程度、私どもが金額をここで決めていかないと、考え方をずっとやっていると、いつまでたっても進まないので、決を取ろうとされるのはよろしいんじゃないかと。

○会長

委員でどちらが決めるんじゃなくてですね、今、それから考え方に基づいてということで、②のプランということできちんとあります。賛成の方は举手をお願いしたいと思います。

はい。それでは5人の方が賛成ということで、②を大枠としてですね、②で決めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きましてですね、委員からもちょっとご発言ありましたけれども、割合ですよね。副市長が従来のやり方の割合じゃなくて、ちょっと見直しですかね。議員さんも議員と議長、副議長との割合も従来通りじゃなくて見直しですね。中核市全体のバランスを考えて、見直しがいいんじゃないかということで、その辺も副市長、議長、副議長の、市長に対する割合、議員に対する割合、この補正がやっぱり必要だと思うんですけども、この必要性、いらないという考え方の委員の

方はいらっしゃいませんか。

はい。全ての委員がその辺も補正も必要だというふうに、お考えだということで判断させていただきます。

それで、その補正の方法ということになりますけれども、資料27-02ですね。こちらをご覧いただきたいと思います。資料27-02は先ほど決めさせていただきました算定方法②の一覧表になっておりますけれども、副市長の割合は従来通りですと78.8%ということですけどもこれを他の中核都市と参考にして補正したものですね、特に県内平均の割合、あるいは中核市の平均を加味して修正すると、その表の算定方法②-02、②-03というふうに、こう変わってくるわけでございます。

副市長、さらに下の方には、議員に対する議長、副議長ということで示されているわけですが、そういうふうに補正をするといった場合に、こういった選択肢、プランが示されておりますけども、副議長、あるいは副市長でまたちょっと違うのかもしれませんけれども、その辺について委員の方々からですね、ご意見があればと思うんですけど、いかがでしょうか。

県平均、あるいは中核市平均という2つのプランが示されておりますけれども。

これに対して何かご意見がありましたら、はい、お願ひします。

○委員

②-02は県内の10市平均の数字を使っていますけれども、10市であればやはり相当、規模とか人口も含めて差があるので、03の中核市平均の中で62全部じゃなくてですね、青森市と同規模といいますか、そこに絞った形での数字をちょっと見せていただいてですね、議論したらどうかと思います。

○事務局

委員のお話があった部分ですけども、すぐそちらの率ですと今ご提示できる状況にありませんので、次回の会議に説明させていただければと思います。先ほど来、会長の方からも、皆様のご意見は多岐にわたっているところではございますけれども、算定方法②をベースとしながらも、中核市の中でも人口規模が近いところの割合を参考にしたらどうだというところの数字を示したものを次回お示しさせていただければと思います。

さらに、議論は多分尽きないところかと思いますけども時間も限られておりますので、次の時にはいわゆる答申書に書くべき内容ですかね、さらにその答申書の中で附帯意見として、特に、委員の皆様からいった様々なご意見の部分を記載したようなもののたたき台となるような案も合わせてお示しさせていただければというふうに考えております。

○会長

この続きはまた次回といいますかね。事務局で補正の案を、具体的な数値をお示しいただくとともに答申書の作成を見据えて、第3回目で引き続いて議論を進めていきたいと思います。

委員の方々からですね、ご意見とかございませんでしょうか。

○委員

審議会の趣旨にもあるとおりアウガ債権の放棄がほぼ目処をついたという段階でこの審議会が開かれたというようなことで、アウガが倒産した時点の財政状況とそれから今の審議会のやって

いるこの財政状況を比較しながら、役員報酬の取り決めになったと。多分、青森市は勢いついてきているから、こういう報酬の改定についての諮問があった。具体的にはちょうどアウガが倒産した前後から比べてどのように立ち直ったかというのも、市民にアピールするのが一つの方法でないかなというふうに思います。

○事務局

アウガについていろいろ出ておりますが誤解のないようにお願いしたいと思いますけども、アウガのことについては、確かに当時、市政に関するいろいろな課題ではありましたし、債権放棄をめぐって特別職も一般職も給料カットをやったのは事実ですが、それは直接的に財政に何か影響があったかというと、当然多少の金額の影響はありましたけれども、市の根幹を揺るがす、それこそ借金が倍増するとか、そういうようなレベルの話ではないので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

今回、諮問したのはあくまでも前回28年度に改定して以来、その他コロナ禍ですとか、様々なことがあって先送りしてきて、昨今のこの急激な社会情勢の変化というのを加味したときに8年前の給料水準、議員報酬の水準がこれでいいのかどうかというのをいろいろな方の意見を聞いて判断したいという視点で、公募のかたや様々な専門分野のかたに入っていただけた委員を構成しているこの審議会に諮問しているというところでございますので、あくまでもアウガの問題がけりついて、財政改善したので、給料上げたくてやっているというわけではないので、そこはご理解をいただければというふうに思います。

○会長

ありがとうございます。

答申書を作成する時に基本的な考え方をわかりやすく盛り込めて、そして、こう答申に至ったってことで書ければ一番いいのかなというふうに思います。

◆次回日程

○会長

次回以降の審議の日程を確認しておきたいと思います。事務局側からお願ひいたします。

○事務局

次回の審議会につきましては、11月30日日曜日午後2時から予定しておりますので、後日文書でご案内いたしますけれども、委員の皆様方の日程調整をよろしくお願ひしたいと思います。それが3回目。あと4回目以降につきましては、審議会の状況によりますけれども、一応予定しておりますのが12月25日と1月9日ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

場所はどの辺りの予定でしょう。

○事務局

市役所本庁舎を予定しています。

○会長

今日は議論も白熱しましたけれども、寒さが吹き飛んだかなというところかと思いますけども長らく本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。